返還に係る製造たばこの明細書

申告者の氏名又は名称	※処理事項	事業者コード	処理区分	申告区分
個人番号又は法人番号 ↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。		予備	申告年月日	

令和 □ 年 □ 月申告分　　枚のうち　枚目

品目	数量	返還の理由及びその他参考となるべき事項
	十億 百万 千 本(g)	

第十六号の五様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４）

（第八条の六・第八条の七・第八条の九・第十六条の二の五・第十六条の四関係）

第16号の５様式記載要領

１　この明細書は、小売販売業者から返還を受けた製造たばこについて、法第74条の14第１項の規定による控除若しくは同条第２項の規定による還付又は法第477条第１項の規定による控除若しくは同条第２項の規定による還付を受けようとする場合に使用すること。

２　この明細書は、第16号様式の申告書・修正申告書、第16号の３様式の申告書・修正申告書若しくは第16号の７様式の申告書又は第34号の２様式の申告書・修正申告書、第34号の２の２様式の申告書・修正申告書若しくは第34号の２の６様式の申告書に添付すること。

３　※印の欄は、記載しないこと。

４　「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

５　「数量」の欄は、紙巻たばこ及び法第74条の４第２項ただし書に規定する葉巻たばこについては本数を、紙巻たばこ以外の製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）については重量（加熱式たばこの場合には、法附則第12条の２に規定する加熱式たばこの重量とする。）を記載すること。

　この場合において、重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

６　製造たばこの区分ごとの小計（法第74条の４第２項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）にあっては、区分ごとの重量の小計を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出したもの）とし、加熱式たばこにあっては、法附則第12条の２の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数とする。）及びその合計を末尾の欄に記載すること。

７　市町村たばこ税については、（提出用）のみを使用すること。